

# 女性のエンパワーメント事業実施要領

## 1 趣旨

現状、職場においては、勤続年数を重視する年功的な処遇のもと長時間労働や転勤が当然とされる男性中心の働き方等を前提とする労働慣行（男性中心型労働慣行）が依然として根強く、家庭において家事・育児・介護等を主に担う女性は能力を十分に発揮することが難しくなっている。また、賃金等の処遇や管理職等への登用の機会の男女間格差も存在し、県内の事業所において、女性が能力を発揮するための取組は進んでいない。地域においても、議員や県・市町村の管理職、地域コミュニティ組織の長などに占める女性の割合は依然低く、政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいない。このような現状を踏まえ、ジェンダー平等推進の観点から様々な分野での女性の参画を促進するため、そのエンパワーメントの支援を行う。

## 2 目的

- (1) 女性のキャリアデザインセミナー  
就職・就業継続やキャリア形成を支援し、また参加者同士のネットワークの形成を支援する。
- (2) 働く女性のマネジメントセミナー  
管理職・役員として必要なマネジメント能力を含む能力向上を支援し、また参加者同士のネットワークの形成を支援する。
- (3) 地方自治を担う女性のエンパワーメントセミナー  
地方自治、地域経営の中心的担い手となる女性の育成を行う。
- (4) 女性の起業支援セミナー  
起業を考える女性を支援し、また参加者同士のネットワークの形成を支援する。

## 3 主催

鹿児島県（鹿児島県男女共同参画センター）

## 4 実施団体

県が企画・運営等を委託した民間団体等が実施する。

## 5 実施団体の決定方法

実施団体を公募し、応募した団体の中から審査会により決定する。

## 6 審査基準

- (1) 提案内容の適格性  
企画内容が提示した趣旨に沿っていること。  
男女共同参画の視点を持った内容であること。
- (2) 事業の実現性  
企画内容に具体性があり、実現可能な運営方法であること。
- (3) 事業の実施効果  
具体的な事業効果が期待できる企画内容であること。
- (4) 資金計画の妥当性  
資金計画が企画内容に対して妥当なものであること。

## 7 概要

- (1) 会場  
県と受託者が協議し決定する。  
会場での開催に加え、オンライン形式での実施についても柔軟に対応すること。
- (2) 開催時期  
委託契約締結から令和4年2月の間  
実施時間等日程の詳細については、実施団体と協議の上決定する。

(3) 対象者

- ア 女性のキャリアデザインセミナー  
就業している、又は就業しようとする女性
- イ 働く女性のマネジメントセミナー  
管理職・役員候補の女性
- ウ 地方自治を担う女性のエンパワーメントセミナー  
議員、地方自治体職員、政治参画を目指す女性、NPOの活動実践者等
- エ 女性の起業支援セミナー  
起業を目指す女性

(4) 内容及び回数

- ア 女性のキャリアデザインセミナー  
講義及び意見交換を3回程度、連続受講の形式で実施
- イ 働く女性のマネジメントセミナー  
公開講座、講義及びワークショップを管理職・役員候補向けは6回程度、管理職候補向けは3回程度、連続受講の形式で実施
- ウ 地方自治を担う女性のエンパワーメントセミナー  
講義及びワークショップを4回程度、連続受講の形式で2度実施
- エ 女性の起業支援セミナー  
公開講座、講義及びワークショップを4回程度、連続受講の形式で実施

8 内容

次の視点を踏まえたプログラムとする。

(1) 女性のキャリアデザインセミナー

女性自らが長期的な視野に立った自己のキャリアプランについて考える契機となり、キャリア形成の意識向上となる内容であること。

(2) 働く女性のマネジメントセミナー

これまでの職場における実務経験等に加えて、現在又は将来的の管理職としての基本的なスキルや知識を身につけることで、女性自らのキャリア志向の強化を促す内容であること。

(3) 地方自治を担う女性のエンパワーメントセミナー

地方自治や地域経営の中心的担い手としての基本的なスキルや知識を身につけ、女性自らが政策の立案や意思・方針決定の場に参画することを促進する内容であること。

(4) 女性の起業支援セミナー

働き方のひとつとしての「起業」について、ビジネスプランの形成や起業までのステップ等の基本的な知識を身につけ、女性のキャリア形成の共通セス支援する内容であること。

(5) 共通

ア 固定的性別役割分担意識を反映した職業観にとらわれることなく、多様な選択肢や自己の可能性を認識し、自己肯定感を高める内容であること。

イ 参加者が互いの悩みや心配事を話せる場が設定され、参加者同士のネットワークの形成に資する工夫及び継続への配慮があること。

ウ 参加者にとって、今後に関わる実践的な内容となること。

9 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る対応について

(1) 開催に当たっては、必要な感染対策を十分に行うこと。

(2) 会場の安全性等について随時協議を行い、受託者は県の指示に従うこと。

(3) 県は、イベントの自粛要請があった場合又は会場の安全性等を確保できないと判断した場合は、受託者に対し事前に通知した上でイベントの中止を決定できるものとする。

(4) 県は受託者に対し、イベントの自粛要請等に基づく中止があった場合は、契約金の減額を含む変更契約の協議を実施することができる。